

広島平和記念都市建設法制定 70 周年記念展示

復興の礎として

— 平和記念都市建設法と広島 —

開催期間 令和元（2019）年8月5日（月）～10月4日（金）

開催場所 広島市公文書館 7階ロビー及び閲覧室
（広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル7階）



建設中の平和大通り（昭和27年） 明田弘司氏撮影

はじめに

原爆により甚大な被害を受けた広島市にとって、市の財政だけで復興を進めることは、到底不可能であった。そのため市は、国の支援を求める請願運動を展開し、そこで、寺光参議院議事部長から、一地方公共団体にのみ適用される特別法の制定を提案された。

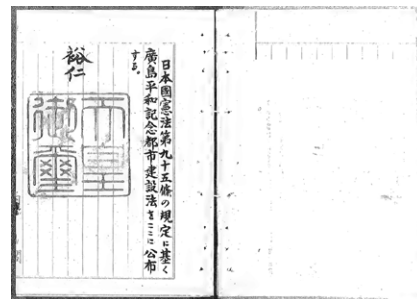
寺光参議院議事部長の手で起草された法案は、昭和24（1949）年5月11日に国会を通過、賛否を問う7月7日の住民投票の結果賛成多数を獲得し、8月6日「広島平和記念都市建設法」として公布・施行された。現在の広島につながる復興の道のりは、この法の制定によって拓かれたのである。

今回の展示会では、復興の礎として戦後の広島を支えた広島平和記念都市建設法の制定から70周年を迎えたことを記念し、その成立過程と成果を関係資料からたどった。

※この展示会では、以降「広島平和記念都市建設法」を「平和記念都市法」と略して使用することがあります。



平和記念都市法住民投票啓発ポスター



「広島平和記念都市建設法・御署名原本」
(原本：国立公文書館所蔵)

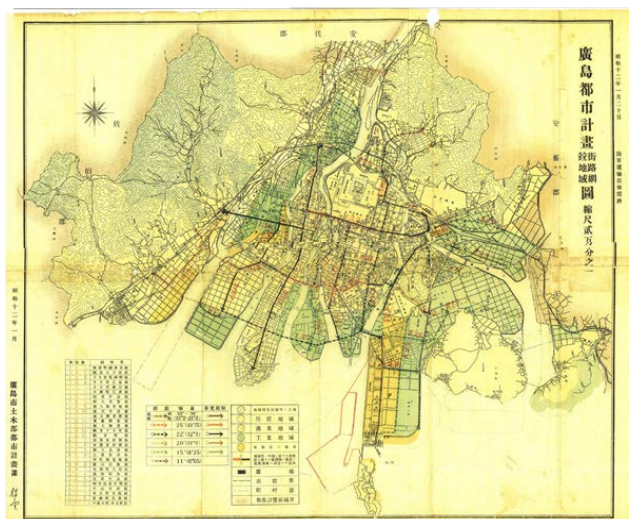
戦前の広島都市計画

近代以降人口流入が続く都市部では、無秩序な都市の膨張を避け、郊外を含めた計画的な都市づくりが課題となり、大正9（1920）年1月、国は都市計画法を施行した。広島市への適用は12年7月からであったが、早くも9年4月の市会において臨時都市計画調査委員を選出し、10月には市役所土木課内に都市計画調査係（12年10月都市計画課に改組）を設け、適用の準備体制を整えていた。

また、大正末から昭和初期にかけて、広島市では「大広島」の構想、計画が提唱されていた。

当時の市の見解を報じた新聞記事によると、この都市計画構想は、単に合併による市域拡大と人口増加を企図したものでなく、公園の新設や河川の整備など、近代都市として広島の都市機能を整備、充実させることを目指したものであった。

特に、太田川を始めとする河川の整備は、度重なる水害に見舞われてきた広島において都市計画から切り離すことができない問題であり、広島港の整備に当たっても不可欠な要素であった。太田川改修工事は、昭和9（1934）年に河口側から着工されたが、工事の途中で土地買収が難航し、12年に日中戦争が始まると、大幅な予算削減により、実質中断の状態に陥った。



広島都市計画街路網並地域図（昭和12年）

被爆からの復興構想

昭和20（1945）年8月6日の原爆投下により、広島市の街地は一瞬にして壊滅した。

被爆から3か月後の11月、生存していた市議員らにより戦災復興対策委員会が、翌月には市内の町内会長を中心として広島市戦災復興会が設置された。また、翌21年1月、具体的な復興事務を統一的に処理するため、市役所に復興局が組織され、翌月には「復興ニ関スル恒久計画ノ樹立ヲナス」ことを目的として復興審議会が置かれた。復興審議会は、各界の代表者、学識経験者、地域の代表者など、幅広い分野の委員と顧問で組織され、多様な観点から復興構想を議論した。一方、国の復興都市計画としては、同年10月に街路と土地区画整理の計画が、11月には公園の計画が戦災復興院から告示され、平和記念都市法制定まで広島の復興の指針となった。

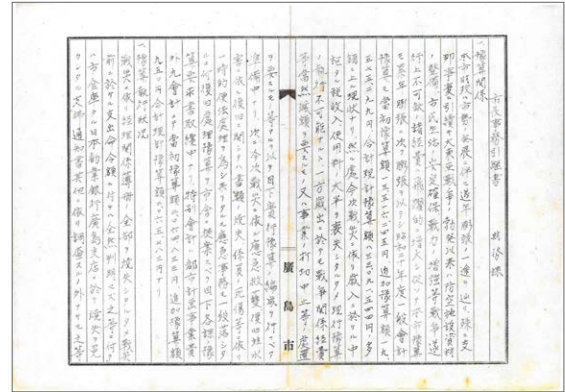
広島の復興構想は、この他にも、様々な立場の人から提案された。その中には、広島の都市機能を他所に移し爆心地の保存を訴えるもの、水害対策として地盤のかさ上げを推奨するものなど大胆な提案もあったが、大規模な幹線道路の建設や平和記念施設・公園の設置など、その後の広島平和都市構想で実現することとなる案も出された。

国営請願から特別法案へ

広島市にとって、財源の不足は復興の大きな障壁となった。市の中心部及び主要施設・事業所に壊滅的被害を受けた広島市は、とても自力で建て直しができる状態になく、復興財源として国からの特別補助や、国有財産払下げを要求する方法を模索したが、実現には至らなかった。

このため、昭和23（1948）年11月、市議会全員協議会において「復興国営請願」が採択され、市は翌年2月、これを「広島原爆災害総合復興対策に関する請願書」としてまとめた。国会議員への陳情に持参されたこの「請願書」では、基本理念として、「国際的平和の記念都市を建設」する意義と、そのために広島の復興を国家的事業として実施すべきことを訴えた。

国営での復興事業の実施については、国の財政や、全国に戦災都市がある中で広島だけを特別視できない等の理由から、難色を示す国会議員が少なくなかった。しかし、請願運動の過程で、広島出身の寺光忠参議院議事部長から助言を受けたことにより、特別立法による復興の道が示され、平和記念都市法の誕生につながることとなった。



市長事務引継書（「被爆直後の市政一件」より）
広島市財務課が作成した被爆後の昭和20年度予算等に関する文書。戦災によって歳入の中核となる税収入、使用料の大半が喪失したため、現行予算の執行が不可能となったことなど、被爆直後の混乱と市財政の窮乏した様子を伝えている。



復興審議会一件



建設中の100m道路（昭和23年頃）

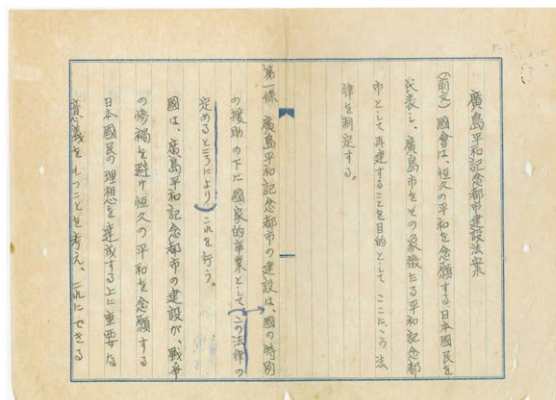


広島原爆災害総合復興対策に関する請願書
寺光忠が所有していたもの。この請願書が実際に政府関係者への交渉に用いられたことが裏付けられる。

特別法案の国会通過

広島市に特別立法の道を示した寺光は、早速「広島平和記念都市建設法」の法案起草に入り、第5次案まで修正を重ねた。市の関係者もこの間に、GHQ/SCAPの国会議事課長ジャスティン・ウィリアムスを介してマッカーサーから法案の支持を得るなど、制定に向けた下準備を進めた。占領下では、法制定にGHQの承認が必要であったからである。また、この間に長崎市から法案への参画が打診されたが、平和記念都市が世界で唯一のものでなければ特別法として成り立たないため、長崎市は「長崎国際文化都市建設法」を制定することとなった。

昭和24（1949）年5月4日、正式にGHQの承認を得た法案は、10日に衆議院で可決、翌日参議院でも可決された。



広島平和記念都市建設法案（第1次案）



寺光忠



寺光忠著『ヒロシマ平和都市法』
平和記念都市法の賛否を問う住民投票を前に、寺光忠が著した同法の解釈書。

全国初の住民投票と特別法制定

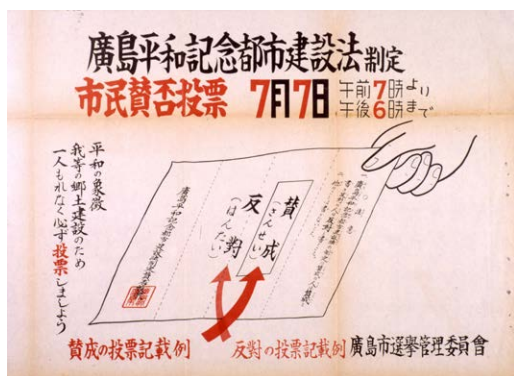
平和記念都市法案は国会を通過したが、特別法として成立するためには、憲法第95条の規定に基づき、住民投票で過半数の賛成を得る必要があった。

広島市では、市役所に平和都市法普及対策本部が置かれ、看板やポスターでの呼びかけのほか、宣伝隊がトラックや消防車、自転車で市内を巡って、住民投票への参加を促すなど啓発運動を展開した。

こうして7月7日、「七夕選挙」とも呼ばれた日本で最初の住民投票が施行された。市内33か所に投票所が設置され、有権者総数121,437人のうち、78,962人が投票した（投票率65%）。有効投票の内訳は、賛成71,852票、反対6,340票と、9割に及ぶ賛成票を集めた。この結果、平和記念都市法は成立の条件を満たし、8月6日に公布・施行された。



消防車に看板を掲げた宣伝隊



住民投票啓発ポスター



大芝投票所の投票風景

平和記念都市への歩み

昭和 25 (1950) 年 2 月、市長室は「広島平和都市建設構想案」(1949 年版) をまとめ、4 月には「広島平和都市建設構想試案」を作成した。この構想試案は、平和記念都市建設に向けた高い志を掲げ、平和公園、平和緑道等の平和施設、国際的文化施設等の建設を中心的課題に据え、具体的方策として国による援助と国有財産の譲与などを挙げたものだった。実際、国は法制定直後 3,100 万円の追加補正予算を決定、翌年度には 1 億 8,000 万円の当初予算を追加計上し、さらに、市内の 34.5ha を超える国有地を譲与した。

建設省内に置かれた広島平和記念都市建設専門委員会が 26 年 8 月にまとめた「広島平和記念都市建設計画についての意見書」でも、旧産業奨励館を含む中島公園及び中央公園の平和記念公園、平和記念 100m 道路、原爆犠牲者の慰霊施設が平和記念施設と位置付けられ、その他太田川改修工事の促進などが計画に盛り込まれた。

広島復興都市計画に代わるものとして 27 年 3 月に策定された広島平和記念都市建設計画では、100 m 道路や中央公園が平和記念施設から外されたものの、それまでの検討内容が活かされており、現在に至るまで広島の都市計画の根幹となっている。

現在につながる平和記念都市法

法制定により、平和記念都市としての広島の街づくりは大きく前進した。

爆心地中島地区の記念公園は、昭和 24 (1949) 年 4 月に設計を公募し、8 月に旧産業奨励館(原爆ドーム)を一体としてデザインした丹下健三グループの案が一等に選ばれた。27 年に慰霊碑除幕、30 年に平和記念館、平和記念資料館及び公会堂が完成し、8 月 6 日の平和記念式典を始め、世界中の人々の平和への祈りの場となっている。

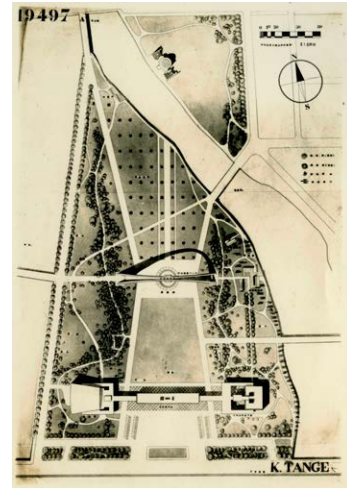
100m 道路は、26 年 11 月の市民公募により「平和大通り」の愛称が決定した。交通、防火、緑道としての役割に止まらず、広島復興大博覧会、優勝パレード、フラワーフェスティバルなど、多くの行事の舞台となってきた。

一時はバラックが立ち並んだ河岸も緑地が整備され、市民の憩いの場となった。また、太田川の改修事業は、26 年度から放水路工事が本格的に再開され、42 年に全ての工事を終え、戦前からの大事業が概成した。

被爆から 70 年を経て、広島の街は復興を遂げたが、「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設する」という法の理念と、その原点にあった平和記念都市建設を希求した先人の願いは、現在の私たち、そして次世代に継承されている。



広島平和記念都市建設計画についての意見書



丹下健三グループの平和記念公園プラン



広島復興大博覧会第一会場となった平和記念資料館と平和大通り (昭和 33 年)



元安川東岸の河岸緑地 (昭和 49 年)

「広島平和記念都市建設法」誕生の歩み

元号	西暦	月	日	できごと
昭和				
20	1945	11	13	広島市会全員協議会、GHQ 最高司令官マッカーサーに「広島復興意見書」を提出することを決定
21	1946	7	31	木原市長、貴族院に「広島市及長崎市ノ復興ニ関スル件」を提出 (29 日には長崎市長が、衆議院に「広島市並長崎市ノ復興促進ニ関スル請願」を提出)
23	1948	11	30	広島市議会全員協議会で請願（「復興国営請願」）を採択 翌 2 月に「広島原爆災害総合復興対策に関する請願書」を印刷
24	1949	2	13	任都栗市議会議長、山田節男参議院議員、山下義信参議院議員、寺光忠参議院議事部長ら、請願運動について検討し、寺光部長から特別立法によるべきと提案される この後、寺光部長、「広島平和記念都市建設法案」（第 1 次案）を作成 (以後、5 月 2 日までの間に第 5 次案まで作成される)
		3		浜井市長、任都栗市議会議長、松本滝蔵衆議院議員の 3 氏、GHQ/SCAP の国会議事課長ウィリアムスに法案（英文）を提示。マッカーサーへの打診を求める
		5	2	広島平和記念都市建設法案確定
		4		GHQ、広島平和記念都市建設法案を承認
		9		参議院議員 102 人、広島平和記念都市建設法案を参議院に提出。委員会で審議を開始
		10		衆議院議員 15 人、広島平和記念都市建設法案を衆議院に提出。委員会審議を省き即日可決
		11		衆議院から送致された法案を参議院で可決
		19		広島市議会、広島平和記念都市建設法案の衆参両院通過に対する感謝決議
		6	5	寺光忠著『ヒロシマ平和都市法 ー広島平和記念都市建設法註解ー』発刊
		7	7	住民投票を執行。投票率 65%、賛成 71,852 票、反対 6,340 票で賛成が 90%を超える
		8	6	広島平和記念都市建設法公布・施行
		10	3	第 1 回平和文化都市建設協議会※において、平和都市建設計画（5 か年計画）案を承認 ※ 広島長崎の建設事業の促進完成を図る連絡調整機関。委員長は建設大臣

(参考文献)

- ・広島市『広島市被爆 70 年史 あの日まで そして、あの日から 1945 年 8 月 6 日』（平成 30 年）
- ・広島市『広島新史』行政編（昭和 58 年）
- ・広島市『広島新史』経済編（昭和 59 年）
- ・広島市『広島新史』都市文化編（昭和 58 年）
- ・広島市『戦災復興事業誌』（平成 7 年）
- ・広島市『概観広島市議会史』（昭和 51 年）
- ・広島市『広島市議会史』大正・昭和（戦前）編（昭和 62 年）
- ・広島市『広島被爆 40 年史 都市の復興』（昭和 60 年）
- ・広島市『広島市勢要覧』昭和 24 年版（昭和 25 年）
- ・広島市公文書館所蔵「広島平和記念都市建設法制定賛否投票実施概況」

広D3-2019-328 / 令和元年11月発行

広島平和記念都市建設法制定 70 周年記念展示「復興の礎として一平和記念都市建設法と広島一」パンフレット

広島市企画総務局公文書館（〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル6-8階）TEL(082)-243-2583